富山市公設地方卸売市場再整備事業
募集要項 新旧対照表

No	頁	第1	(1)	①	i	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1	4	3	(1)					本市場の現況	インフラ整備状況 電気：6,600v 高圧受電可能 ガス：都市ガス 13A 東側道路にφ150、北側道路にφ150 敷設 （新設） 給水：東側道路（正門以北）にφ150、北側道路にφ100 敷設 汚水排水：東側道路にφ800、北側道路（正門以東）にφ800、北側道路（正門以西）にφ300 敷設 雨水排水：敷地内の暗渠（用水路）へ放流 井水：No. 1 井戸φ400mm×80m、ポンプφ150mm×3. 2m^3/min×56m No. 2 井戸φ400mm×80m、ポンプφ150mm×3. 2m^3/min×56m No. 3 井戸φ350mm×80m、ポンプφ150mm×3. 0m^3/min×55m （新設） 電話：近隣電柱より引き込み可能	インフラ整備状況 電気：6,600v 高圧受電可能 ガス：都市ガス 13A 東側道路にφ150、北側道路にφ150 敷設 敷地南東に場外の近隣宅地へのガス供給を行うガバナ室有り 給水：東側道路（正門以北）にφ150、北側道路にφ100 敷設 汚水排水：東側道路にφ800、北側道路（正門以東）にφ800、北側道路（正門以西）にφ300 敷設 雨水排水：敷地内の暗渠（用水路）へ放流 井水：No. 1 井戸φ400mm×80m、ポンプφ150mm×3. 2m^3/min×56m No. 2 井戸φ400mm×80m、ポンプφ150mm×3. 2m^3/min×56m No. 3 井戸φ350mm×80m、ポンプφ150mm×3. 0m^3/min×55m （No. 3 井戸から市道富山中央卸売市場線への井水供給あり） 電話：近隣電柱より引き込み可能
2	6	3	(2)					図1 既存施設の取り扱い		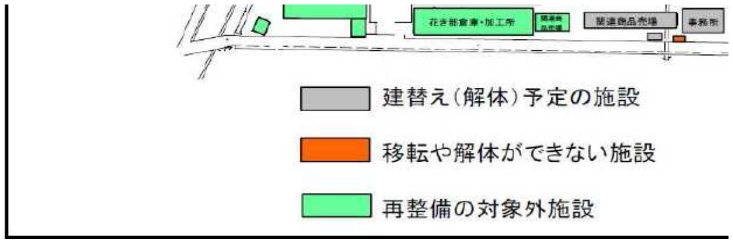
3	10	4	(3)	④	iii)			施設の賃借条件	iii) 賃料：事業者の提案によるものとし、本市が提示する公共施設賃料以下とすること。賃料の改定については、社会経済情勢等を考慮して、原則として3年ごと(固定資産税評価額の評価替えごと)に、協議して決定するものとする。また、事業者の調達金利が大幅に変動した場合についても、賃料の改定について協議するものとする。	iii) 賃料：事業者の提案によるものとし、本市が提示する公共施設賃料以下とすること。賃料の改定については、社会経済情勢等を考慮して、原則として3年ごと(固定資産税評価額の評価替えごと)に、協議して決定するものとするが、事業者の調達金利の改定時期は、事業者の借入期間を踏まえ、事業者の提案により協議を行うこととする。

※令和2年11月に修正した募集要項における修正項目等の記載ページ等を表示

富山市公設地方卸売市場再整備事業
要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i	項目等	修正前	修正後
1	8	1	5							遵守すべき法制度等	i) 富山県建築基準法施行条例、同施行規則 ii) 富山県景観条例 iii) 富山県環境基本条例 iv) 富山県文化財保護条例 v) 富山県民福祉条例 vi) 富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例、同施行規則 vii) 富山市建築基準法施行細則 viii) 富山市景観まちづくり条例 ix) 富山市屋外広告物条例 x) 富山市特別用途地区建築条例 xi) 富山市環境基本条例 xii) 富山市緑化推進条例 xiii) 富山市火災予防条例 xiv) 富山市水道事業給水条例 xv) 富山市下水道条例 xvi) 富山市地下水の採取に関する条例	i) 富山県建築基準法施行条例、同施行規則 ii) 富山県景観条例 iii) 富山県環境基本条例 iv) 富山県文化財保護条例 v) 富山県民福祉条例 vi) 富山県地下水の採取に関する条例 vii) 富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例、同施行規則 viii) 富山市建築基準法施行細則 ix) 富山市景観まちづくり条例 x) 富山市屋外広告物条例 xi) 富山市特別用途地区建築条例 xii) 富山市環境基本条例 xiii) 富山市緑化推進条例 xiv) 富山市火災予防条例 xv) 富山市水道事業給水条例 xvi) 富山市下水道条例
2	10	1	9		(1)					立地条件	インフラ整備状況 電気：6,600v 高圧受電可能 ガス：都市ガス 13A　東側道路にφ150、北側道路にφ150 敷設 （新設） 給水：東側道路（正門以北）にφ150、北側道路にφ100 敷設 汚水排水：東側道路にφ800、北側道路（正門以東）にφ800、北側道路（正門以西）にφ300 敷設 雨水排水：敷地内の暗渠（用水路）へ放流 井水：No. 1 井戸φ400mm×80m、ポンプφ150mm×3. 2m³/min×56m No. 2 井戸φ400mm×80m、ポンプφ150mm×3. 2m³/min×56m No. 3 井戸φ350mm×80m、ポンプφ150mm×3. 0m³/min×55m （新設） 電話：近隣電柱より引き込み可能	インフラ整備状況 電気：6,600v 高圧受電可能 ガス：都市ガス 13A　東側道路にφ150、北側道路にφ150 敷設 敷地南東に場外の近隣宅地へのガス供給を行うガバナ室有り 給水：東側道路（正門以北）にφ150、北側道路にφ100 敷設 汚水排水：東側道路にφ800、北側道路（正門以東）にφ800、北側道路（正門以西）にφ300 敷設 雨水排水：敷地内の暗渠（用水路）へ放流 井水：No. 1 井戸φ400mm×80m、ポンプφ150mm×3. 2m³/min×56m No. 2 井戸φ400mm×80m、ポンプφ150mm×3. 2m³/min×56m No. 3 井戸φ350mm×80m、ポンプφ150mm×3. 0m³/min×55m （No. 3 井戸から市道富山中央卸売市場線への井水供給あり） 電話：近隣電柱より引き込み可能
3	12	1	9		(3)					図1-1 既存施設の取り扱い	 	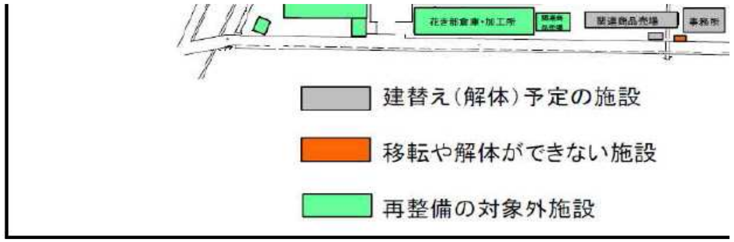

No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i	項目等	修正前	修正後
4	22	2	2	1	(6)		⑤		i	雨水流出抑制施設	⑤ 雨水流出抑制施設 i) 現状の雨水排出量を超えることがないよう雨水流出抑制対策を講じること。	⑤ 雨水流出抑制施設 i) 現状の各放流先への雨水排出量をそれぞれ超えることがないよう雨水流出抑制対策を講じること。
5	22	2	2	1	(6)		⑥		i	その他	⑥ その他 i) 場内通路と敷地外の市道との接続部については、当該市道の規格にあわせること。また設計及び工事にあたっては市関係機関及び警察等関係機関と十分に協議すること。	⑥ その他 i) 場内通路と市道との接続部については、当該市道の規格にあわせること。また設計及び工事にあたっては市関係機関及び警察等関係機関と十分に協議すること。
6	35	2	2	6	(2)		⑤		v	外構等	v) 本事業にあたっては、「資料9 雨水流出抑制施設設置基準」を参考に、水溜りや冠水が起きないよう、できる限り敷地内浸透を目指し、現状の雨水排出量を超えることがないよう雨水流出抑制対策を講じること。	v) 本事業にあたっては、「資料9 雨水流出抑制施設設置基準」を参考に、水溜りや冠水が起きないよう、できる限り敷地内浸透を目指し、現状の各放流先への雨水排出量をそれぞれ超えることがないよう雨水流出抑制対策を講じること。

※令和２年１０月要求水準書における修正項目等の記載ページ等を表示